

デイサービスセンターあすなろ（生活介護）運営規程

事業の目的

第1条 この規定は、社会福祉法人萌生会（以下「事業所」という。）が開設するデイサービスセンターあすなろ（生活介護）（以下「事業所」という。）が行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）に規定する共生型生活介護、の事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、利用者に対する適切なサービスを提供することを目的とする。

運営の方針

第2条 事業所は、共生型生活介護の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、常時介護を要する利用者に対して、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行う。

2. 事業所は、生活介護の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者に対して、一定期間にわたり身体機能又は生活能力の維持、向上等のために必要な支援、訓練その他の便宜かつ効果的に行う。

3. 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供を行う。

4. 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の処置を講ずる。

5. 事業所は、広島県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例その他関係法令を遵守し、事業を実施する。

事業所の名称及び所在地

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

1. 名称 デイサービスセンターあすなろ（生活介護）
2. 所在地 東広島市西条町吉行 1456 番

従業者の職種、員数、職務内容

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数、職務内容は次のとおりとする。

1. 管理者 1名（常勤兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
2. 生活相談員 3名（常勤兼務3）
生活相談員は利用者及び家族からの相談を受けること、生活介護等の業務に従事するとともに、事業所に対する利用の申し込みに係る調整、サービス計画等の作成等を行う。
3. 看護職員 1名（訪問看護ステーションあすなろ西条と連携）
看護職員は、健康管理の業務に当たる。
4. 介護職員 7名（常勤兼務2, 非常勤専従5）
介護職員は、生活介護等の業務に当たる。
5. 機能訓練指導員 1名（非常勤専従1）
機能訓練指導員は、機能訓練計画の策定及び機能訓練の実施、従業者の指導に当たる。

営業日及び営業時間

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1. 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。
2. 営業時間 午前8時30分～午後5時30分
3. サービス提供時間 午前9時～午後4時10分

事業所の利用定員

第6条 事業所利用定員は25人とする。

主たる対象者

第7条 事業所においてサービスを提供する主たる対象者は、身体障害者、知的障害者、精神障害者及び難病等を対象者とする。

通常の事業の実施地域

第8条 事業所の通常の事業の実施地域は、安芸津・河内・福富・豊栄・黒瀬・志和地域をのぞく東広島市区域とする。

(事業実施地域外及び市外から利用される場合は、原則ご家族の送迎とするが、支援の重要性や、生活状況等を踏まえ、送迎が困難な場合は相談に応じる。)

事業実施地域外及び市外から利用される場合の送迎料金について

1kmあたり・・・20円(グーグルマップ表示距離参照)

内容及び手続きの説明及び同意

第9条 事業所は、支給決定を受けた障害者がサービスの利用の申し込みを行った時は、利用申し込みに係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、利用申込者に対し、運営規定の概要、従業者の勤務体制、その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの提供の開始について利用申込者の同意を得る。

2. 事業所は、社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた配慮をする。

3. 事業所は、サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確かめる。

契約支給量の報告等

第10条 事業所がサービスを提供するときは、サービスの内容、利用者に提供することを契約したサービスの量(以下「契約支給量」という。)その他の必要な事項(以下「受給者証記載事項」という。)を利用者の受給者証に記載する。

2. 前項の契約支給量の総量は、その利用者の支給量を超えないものとする。

3. 事業所は、サービスの利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告する。

4. 前3項の規定は、受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。

提供拒否の禁止

第11条 事業所は正当な理由なくサービスの提供を拒まないものとする。

サービス提供困難時の対応

第12条 事業所は、通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定障害福祉サービス事業所等の紹介その他の必要な措置を速やかに講ずる。

介護給付費又は訓練等給付費の支給の申請に係る援助

第13条 事業所は、当事業所が行う指定障害福祉サービスに係る支給決定を受けていない者から利用の申し込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費又は訓練等給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行う。

2. 事業所は、支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費又は訓練等給付費の支給申請について、必要な援助を行う。

心身の状況等の把握

第14条 事業所は、サービスの利用に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

サービス提供の記録又は整備

第15条 事業所は、サービスを提供した際は、サービスの提供日、内容その他必要な事項を、サービス提供の

都度記録する。

2. 事業所は、前項の規定による記録に際しては、利用者からサービスを提供したことについて確認を受ける。
3. 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。
4. 事業所は、利用者に対するサービスの提供に関する諸記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保存する。

指定障害福祉サービス事業者等との連携等

- 第16条 事業所は、サービスを提供するに当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
2. 事業所は、サービス提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
 3. 事業所は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。

共生型生活介護の取り扱い方針

- 第17条 1. 事業所は、個別支援計画書の作成にあたっては、利用者の心身の状況に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、サービスの提供が行えるよう配慮する。
2. 従業者は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行う。
 3. 事業所は、その提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

共生型生活介護の内容

- 第18条 共生型生活介護の内容は、次のとおりとする。
1. 送迎
 2. 健康管理
 3. 食事の提供
 4. 入浴又は清拭
 5. 生活相談
 6. 身体機能及び日常生活能力の維持・向上のための支援
 7. 身体等の介護
 8. 生産活動
 9. 創作的活動
 10. 個別支援計画書の作成
 11. 地域生活への移行のための支援
 12. 前各号に掲げるもののほか、日常生活上必要な支援

個別支援計画書の作成等

- 第19条 サービス管理責任者又は管理者は、個別支援計画書の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をする。
2. アセスメントに当たっては、利用者に面接して行う。この場合において、サービス管理責任者又は管理者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得る。
 3. サービス管理責任者又は管理者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、サービスの目標及びその達成時期、サービスを提供する上での留意事項等を記載した個別支援計画の原案を作成する。この場合において、事業所が提供するサービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて個別支援計画の原案に位置付けるよう努める。
 4. サービス管理責任者又は管理者は、個別支援計画の作成に係る会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、前項に規定する個別支援計画の原案の内容について意見を求める。
 5. サービス管理責任者又は管理者は、第3項に規定する個別支援計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得る。
 6. サービス管理責任者又は管理者は、個別支援計画を作成した際には、個別支援計画を利用者に交付する。
 7. サービス管理責任者又は管理者は、個別支援計画の作成後、個別支援計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも3月に1回以上、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画の変更を行う。
 8. サービス管理責任者又は管理者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を

継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行う。

- (1) 定期的に利用者に面接すること。
- (2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

9. 第1項から第6項までの規定は、第7項に規定する個別支援計画の変更について準用する。

10. 本条の規定は、サービス管理責任者が配置されていない場合は、個別支援計画に相当する計画を管理者又は生活相談員が作成するよう努めるものとする。

職場への定着のための支援等の実施

第20条 事業所は、障害者の職場への定着を促進するため、事業所が提供するサービスを受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から6ヶ月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努める。

2. 事業所は、事業所が提供するサービスを受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努める。

利用者負担額等の受領

第21条 事業所は、サービスを提供した際は、利用者又はご家族からそのサービスに係る利用者負担額の支払を受ける。

2. 事業所は、法定代理受領を行わないサービスを提供した際は、利用者からそのサービスに係る共生型障害福祉サービス等費用基準額の支払を受ける。

3. 事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、共生型生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の支払を利用者から受ける。

- (1) 食事の提供に要する費用1食670円
 - (2) 日用品費等その他日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるものの実費
 - (3) タオル類のレンタル・・・1回50円 洗濯代・・・1回50円を実費として徴収する。
4. 事業所は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、その費用に係る領収証を利用者に対し交付する。
5. 事業所は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者に対し、サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得る。

利用者負担額に係る管理

第22条 事業所は、利用者の依頼を受けて、その利用者が同一の月に当事業所が提供するサービス及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、そのサービス及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額からそのサービス及び他の指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項（法第31条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（以下「利用者負担額合計額」という。）を算定する。この場合において、当事業所は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、利用者及び他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知する。

介護給付費又は訓練等給付費の額に係る通知等

第23条 事業所は、法定代理受領により市町村からサービスに係る介護給付費又は訓練等給付費の支給を受けた場合は、利用者に対し、その額を通知する。

2. 事業所は、法定代理受領を行わないサービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

サービスの利用に当たっての留意事項

第24条 喧嘩、口論、泥酔等他人に迷惑をかける行為をしないこと。

2. 指定した場所以外での火気を用いないこと。
3. 事業所内の秩序、風紀を乱し、または安全衛生を害する行為をしないこと。

利用者に関する市町村への通知

第25条 事業所は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知する。

- (1) 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって介護給付費若しくは特例介護給付費又は訓練等給付費若しくは特例訓練等給付費を受ける又は受けようとしたとき。

緊急時等の対応

第26条 従業者は、現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、訪問看護ステーションあすなろと連携し、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

事故発生時の対応

第27条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

2. 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録する。
3. 事業所は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

協力医療機関

第28条 事業所は、利用者の病状の急変等に備えるため、次のとおり協力医療機関を定める。

協力医療機関名：木阪病院

協力医療機関名：井ロクリニック

虐待の防止

第29条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を年4回以上実施する。
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

非常災害対策

第30条 事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、BCP（事業継続計画）に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知する。

2. 事業所は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を年2回実施する。
3. 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

衛生管理等

第31条 事業所は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行う。

2. 事業所は、当事業所において感染症又は食中毒が発生した場合、次の各号に掲げる措置を講ずる。
 - (1) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する。

揭示

- 第32条 事業所は、当事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示する。
2. 事業所は、前項に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

身体拘束等の禁止

- 第33条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。
2. 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
3. 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。
- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を年4回実施する。

秘密保持等

- 第34条 従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさないものとする。
2. 事業所は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講ずる。
3. 事業所は、他の指定障害福祉サービス事業所等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者又はその家族の同意を得る。

利益供与等の禁止

- 第35条 事業所は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対してその事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しない。
2. 事業所は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受しない。

苦情解決

- 第36条 事業所は、その提供したサービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずる。
2. 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、その苦情の内容等を記録する。
3. 事業所は、提供したサービスに関し、利用者又はその家族からの苦情に関して広島県が行う調査に協力するとともに、東広島市から指導又は助言を受けた場合は、指導又は助言に従って必要な改善を行う。
4. 事業所は、東広島市から求めがあった場合には、前項の改善の内容を東広島市に報告する。
5. 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査にできる限り協力する。

勤務体制の確保等

- 第37条 事業所は、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておく。
2. 事業所は、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務を除き、当事業所の従業者によってサービスを提供する。
3. 事業所は、従業者の資質の向上のために、研修の機会を次のとおり設ける。
- (1) 継続研修 12回（月1回）
 - (2) 毎月 1回（職員会議又は介護研修等）

(3) 採用時研修 採用後3か月以内

職場におけるハラスメントの防止

第38条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

業務継続計画の策定等

第39条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。

2. 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的

3. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

附 則

この規程は、令和6年5月1日から施行する。